

鳥取県産業未来共創間接補助者補助金
〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）に基づき、鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈新たな企業価値創造型〉及び鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉（以下「本補助金」という。）の交付について、条例、規則及び交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者が実施する新たな企業価値の創造に資する取組又は新技術を導入する取組（以下「新たな企業価値創造型」という。）及び経営力の強化に資する生産性向上若しくは働き方改革又は新技術を導入する取組（以下「生産性向上・新技術導入推進型」という。）を支援し、もって県内経済の再生・発展を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）及び別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）について、商工団体（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める県内の商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める鳥取県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために鳥取県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める鳥取県中小企業団体中央会をいう。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業については別表1の第3欄に掲げる補助対象経費の額以下及び、間接補助事業については別表2の第3欄に掲げる間接補助対象経費に同表第4欄に掲げる間接補助率を乗じて得た額以下とする。
- 3 補助事業及び間接補助事業について、本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 4 補助事業及び間接補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部企業支援課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 交付規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、第3条第1項に規定する間接補助事業の実施に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる交付規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助事業者が行う補助事業に係る重要な変更又は間接補助事業に係る重要な変更
 - (2) 補助事業者が行う補助事業又は間接補助事業の中止及び廃止
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 交付規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した交付規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、交付規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の重要な変更
- (2) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した交付規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 交付規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 交付規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日及び間接補助事業の完了又は止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 交付規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業又は間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 交付規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第11条 交付規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度(前条の実績報告に係る年度を除く。)について、翌年度の4月20日までに、様式第4号により行わなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械・装置及び器具・工具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第14条 補助事業者は、第6条の規定により付した交付規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、交付規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者が、第1項に規定する条件に基づき、交付規則第25条第2項第4号の規定により定める財産は、前条第2項に掲げる財産とする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第15条 本補助金の補助対象経費及び間接補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第16条 条例、規則、交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

(鳥取県産業成長応援補助金〈小規模事業者／生産性向上挑戦ステージ〉交付要綱の廃止)

2 鳥取県産業成長応援補助金〈小規模事業者／生産性向上挑戦ステージ〉交付要綱（令和元年7月4日付第201900125440号商工労働部長通知）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(鳥取県産業成長応援補助金〈小規模事業者／生産性向上挑戦ステージ〉交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行日前に旧要綱によって事業が認定され交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費
鳥取県産業未来共創間接補助金運営事業	商工団体	間接補助金の支援に係る経費（①・②の合計） ①間接補助金の交付に係る事務費 ※当該年度の間接補助事業の採択決定件×30,000円（1件あたりの上限） ②外部審査会開催に係る経費（謝金（9,200円/人・日を限度とする）、旅費相当額等）

別表2（第3条、第7条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接 交付主体	6 間接交付主体に交付する 補助金の条件等
鳥取県産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型〉	産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定を受けた事業者	事業実施に必要な経費（別紙1）	2分の1	商工団体	別表2-1に記載のとおり
鳥取県産業未来共創間接補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉	産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定を受けた事業者	事業実施に必要な経費（別紙2）	2分の1 但し、組合又は任意グループについては3分の2	商工団体	別表2-2に記載のとおり

別表2-1（間接交付主体に交付する補助金の条件等（鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈新たな企業価値創造型〉））

補助対象者	産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定を受けた事業者
補助率	2分の1
補助対象経費	別紙1に定めるとおり
補助金上限額	2,000千円（千円未満は切り捨てる。）
補助対象期間	24月以内（ただし、産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の計画期間を超えることはできない。）
利用回数	補助対象者につき2回を限度とする。（但し、設備・新技術導入費は1回のみ）

※間接補助事業に関する補助対象経費のうち委託費及び工事費については県内事業者が実施したものに限る。

ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合についてはこの限りではない。

別表 2—2（間接交付主体に交付する補助金の条件等（鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉））

補助対象者	産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定を受けた事業者
補助率	対象経費の2分の1。但し対象者が組合又は任意グループの場合は3分の2とする。
補助対象経費	別紙2に定めるとおり
補助金上限額	5,000千円（千円未満は切り捨てる。）
補助対象期間	24月以内（ただし、産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の計画期間を超えることはできない。）
利用回数	産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の計画期間内に1回を限度とする。

※間接補助事業に関する補助対象経費のうち委託費及び工事費については県内事業者が実施したものに限る。

ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合についてはこの限りではない。

別紙1（間接補助対象経費の詳細（鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈新たな企業価値創造型〉））

経費区分	費目	内容
FS 調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
新商品 （役務） 開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	新商品（役務）開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材 育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路 開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
設備・ 新技術 導入費	設備導入費	産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の実施に必要な建物（県内）の製作、改修費及び、機械・装置、工具・器具の県内事業所への導入、製作、借用に要する経費
	新技術導入費	専用ソフトウェア・情報システム（新技術・DX導入により生産や販売の方式を見直しコスト削減を図るもの）の購入・構築・借用に要する経費 インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	※設備・新技術導入費の合計の下限は500千円とする。 ※貸付のために導入する設備は対象外とする。	

別紙2（間接補助対象経費の詳細（鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉））

経費区分	費目	内容
経営基盤整備費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
	専門人材活用費	外部専門家を顧問契約や委託契約等により活用し、経営力強化又は生産性向上（働き方改革）に資する助言（プロセス改善、販路開拓、社内人材育成等）を依頼する経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門業者等に委託するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
設備・新技術導入費	設備導入費	産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の実施に必要な建物（※）の改修費及び、機械・装置、工具・器具の県内事業所への導入、製作、借用に要する経費 ※建物は働き方改革の取組のみ対象とする。 （ただし、既存施設の改修のみが対象であり、新築は対象外）
	新技術導入費	専用ソフトウェア・情報システム（新技術・DXの導入により生産の向上や、労働投入時間が減るもの）の購入・構築・借用に要する経費
	※設備・新技術導入費の合計の下限は500千円とする。 ※中古品の設備は対象外とする。 ※貸付のために導入する設備は対象外とする。	

様式第1号（第4条、第7条、第10条、第11条）

年度鳥取県産業未来共創間接補助者補助金
〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉
計画（変更計画・報告）書

担当者名 :
電話・FAX :
e-mail :

1 事業日程：

交付決定日～○年3月31日

2 事務費：

（1）事業（実施）内容

（2）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 事業費：

（1）事業（実施）内容

（2）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条、第10条、第11条）

年度鳥取県産業未来共創間接補助者補助金
 〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉
 収支予算（変更収支予算・決算）書

（単位：件、円）

項目	予算（決算）額	備考（積算根拠等）
交付決定件数	件	
事務費	円	事務費 $30,000円 \times \text{件} = \text{円}$ 審査会謝金・旅費 $\text{円} \times \text{人} \times \text{回} = \text{円}$
事業費 （2年目）	円	新たな企業価値創造型 件 合計 円 生産性向上・新技術導入推進型 件 合計 円
事業費 （3年目）	円	新たな企業価値創造型 件 合計 円 生産性向上・新技術導入推進型 件 合計 円
合計	円	
本年度概算払額	円	第1回目 円 第2回目 円 第3回目 円 第4回目 円
合計－概算払額	円	

※ 要綱第10条又は第11条の規定により事業費の実績及び進捗状況を報告する場合は、別紙様式を添付すること。

様式第2号 (別紙様式)

鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈新たな企業価値創造型〉交付状況一覧表 (年度交付決定分)

(単位：千円)

NO.	企業名	事業 計画名	補助事業 実施期間	交付 決定額(A)	補助金確定額(B)			差引 (A)-(B)	備考
					○年度 確定分	○年度 確定分	○年度 確定分		
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
合計									

鳥取県産業未来共創間接補助者補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉交付状況一覧表 (年度交付決定分)

(単位：千円)

NO.	企業名	事業 計画名	補助事業 実施期間	交付 決定額(A)	補助金確定額(B)			差引 (A)-(B)	備考
					○年度 確定分	○年度 確定分	○年度 確定分		
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
合計									

様

鳥取県知事
(公印省略)

年度鳥取県産業未来共創間接補助者補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産業未来共創間接補助者補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
〔うち事務費〕	金	円
事業費	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費並びに間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費及び間接補助対象経費の実績額について、鳥取県産業未来共創間接補助者補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業及び間接補助事業の遂行等に当たっては、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 委託費及び工事費に係る経費に関する取扱

間接補助事業に関する補助対象経費のうち委託費及び工事費については県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合についてはこの限りではない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度鳥取県産業未来共創間接補助者補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日第 号による変更交付決定）に係る事業の 年度の進捗状況について、鳥取県産業未来共創間接補助者補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第11条により、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

補助金等の名称	年度鳥取県産業未来共創間接補助者補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
初年度の実績	円	円
2年目の実績	円	円
今後の実施予定	円	円

添付書類：要綱様式第1号の事業報告書及び様式第2号の収支決算書